

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

内閣総理大臣は、証券仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者

二 登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第二十八条の四第一項第十一号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちと第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

三 他に當んでゐる事業が公益に反すると認められる者

四 証券仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

五 登録申請者の所属証券会社等のいずれかが協会に加入していない者

六 証券会社又は外国証券会社

第六十六条の六 証券仲介業者は、第六十六条の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から一週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を証券仲介業者登録簿に登録しなければならない。

証券仲介業者は、第六十六条の三第二項第一号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

第六十六条の七 証券仲介業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

証券仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第六十六条の八 証券仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第六十六条の九 証券仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に証券仲介業を當ませてはならない。

第六十六条の十 証券仲介業者は、第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この章において「証券仲介行為」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属証券会社等の商号又は名称
- 二 所属証券会社等の代理権がない旨
- 三 第六十六条の十二の規定の趣旨
- 四 その他内閣府令で定める事項

第六十六条の十一 証券仲介業者は、その行う証券仲介業の顧客に対し所属証券会社等の委託を受けて行う証券仲介行為以外の第一条第八項各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を當むときは、この限り

でない。

第六十六条の十二 証券仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う証券仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該証券仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

第六十六条の十三 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券仲介業に関連し、次に掲げるいづれかの行為を行うこと。

イ 第四十二条第一項第一号、第二号又は第七号に該当する行為

ロ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業を営む場合には当該投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引等（有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営む場合には当該業務に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用してこれらの顧客以外の顧客に対して勧誘する行為

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業を営む場合には当該業務に基づく投資信託財産（同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。）の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等又は同法第二条第十七項に規定する投資法人資産運用業を営む場合には当該業務に基づく投資法人（同条第十九項に規定する投資法人をいう。）の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して勧誘する行為

二 証券仲介業以外の業務を営む場合には当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報（有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されていない情報であつて証券仲介業に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすものに限る。）を利用して勧誘する行為

ホ 金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為

二 証券仲介業により知り得た証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券仲介業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

第六十六条の十四 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券仲介業者について、第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該証券会社が」とあるのは、「当該証券仲介業者の所属証券会社等が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第三節 経理

第六十六条の十五 証券仲介業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、証券仲介業に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の証券仲介業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券仲介業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の十六 証券仲介業者は、所属証券会社等の営業年度又は事業年度ごとに、所属証券会社等が第五十条の規定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十条第一項その他政令で定める規定を含

む。)により作成する説明書類を証券仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第四節 監督

第六十六条の十七 証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 証券仲介業を廃止したとき(分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む。)。 その個人又は法人

二 個人が死亡したとき。 その相続人

三 法人が合併により消滅したとき。 その法人を代表する役員であつた者

四 法人が破産したとき。 その破産管財人

五 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。 その清算人

証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当

該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

第六十六条の十八 内閣総理大臣は、証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ぜることができる。

一 第六十六条の五第一号から第五号まで（第二号イにあつては、第二十八条の四第一項第十一号イのうちのこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限り、第一号ロを除く。）に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十六条の二の登録を受けたとき。

三 証券仲介業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

内閣総理大臣は、証券仲介業者の役員が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該証券仲介業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

第六十六条の十九 内閣総理大臣は、第六十六条の十七第二項の規定により第六十六条の二の登録がその

効力を失つたときは、又は前条第一項の規定により第六十六条の一の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

第六十六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券仲介業者若しくはこれと取引をする者に対し当該証券仲介業者の証券仲介業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券仲介業者の証券仲介業務の状況若しくは書類その他の物件の検査をさせることができる。

第六十六条の二十一 第六十二条第一項及び第三項の規定は第六十六条の一の登録について、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条の規定は証券仲介業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 雜則

第六十六条の二十二 証券仲介業者の所属証券会社等は、その委託を行つた証券仲介業者が証券仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属証券会社等がその証券仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う証券仲介行為につき顧客に加えた損害の発生の防止に

努めたときは、この限りでない。

第六十六条の二十三 第六十四条から第六十四条の九まで（第六十四条の七第一項を除く。）の規定は、証券仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条の二十四 第六十六条の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十八条第一項中「証券会社」の下に「（外国証券会社を含む。次項において同じ。）」を加える。

第七十条第二項第二号中「第二十八条の四第九号イからヘまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第七十四条第一項第九号中「使用人」の下に「並びに証券仲介業者（協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に限る。以下この章において同じ。）並びにその役員及び使用人」を加え、同項第十一号及び第十三号中「協会員」の下に「及び証券仲介業者」を加える。

第七十九条の六第一項中「証券会社」の下に「（外国証券会社を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「協会員」の下に「及び証券仲介業者」を加え、同条第四項中「当該協会員」の下に

「及び当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者」を加える。

第七十九条の七中「において」の下に「協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者が」を、「背反した」の下に「場合に、当該」を加える。

第七十九条の八第五項中「第二十八条の四第九号イからヘまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第七十九条の十三第一項中「協会員」の下に「証券仲介業者」を加える。

第七十九条の十六中「協会員」の下に「又は証券仲介業者」を加える。

第七十九条の十六の二第一項中「協会員」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第四項中「協会員は、前項」を「協会員又は証券仲介業者は、第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前三項の場合において、証券仲介業者が当事者であるときは、その所属証券会社等も当事者とみなす。

第七十九条の三十一第一項第三号及び第七十九条の三十六第五項中「第二十八条の四第九号イからヘまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

第八十条第二項第一号中「若しくは外国証券会社又は登録金融機関」を「外国証券会社、登録金融機
関又は証券仲介業者」に改める。

第八十二条第一項第11号中「会員等」を「会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）」に改め
る。

第八十三条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 免許申請者が第一百四十八条、第一百五十二条第一項、第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第一百五十六条の二十六において準用する第一百四十八条若しくは第一百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録を取り消され、若しくは第一百六条の七第一項、第一百六条の二十一第一項若しくは第一百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。
- 三 免許申請者の役員のうちに次のイからまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十八条の四第一項第九号イからトまでに掲げる者

ロ 証券取引所が第百四十八条若しくは第百五十二条第一項の規定により免許を取り消された場合、

証券取引清算機関が第百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合、証券金融会社が第百五十六条の三十一第一項の規定により免許を取り消された場合若しくは外国証券取引所が第百五十五条の十第一項の規定により認可を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは認可（当該免許又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国証券取引所にあつては、国内における代表者を含む。亦において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第百六条の三第一項若しくは第四項ただし書の認可若しくは第百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が第百六条の七第一項若しくは第百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合又は証券取引所持株会社が第百六条の二十八第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日

以内に当該主要株主若しくは証券取引所持株会社の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

二 主要株主が第一百六条の七第一項又は第一百六条の二十一第一項の規定により認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過するまでの者

亦 第百五十条、第一百五十二条第一項、第一百五十五条の十第一項、第一百五十六条の十四第三項、第一百五十六条の十七第二項若しくは第一百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で

その処分を受けた日から五年を経過するまでの者

ハ 第百六条の二十八第二項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでの者

第八十七条の二の次に次の二条を加える。

第八十七条の二の二 証券取引所は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務を當む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に関する業務を當む会社を子会社とすることができる。

前項の「子会社」とは、証券取引所がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有する会社をいう。この場合において、証券取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は証券取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、証券取引所の子会社とみなす。

第八十七条の二の二 内閣総理大臣は、前条第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

内閣総理大臣が、前条第一項ただし書の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第五章第一節中第八十七条の六の次に次の一条を加える。

第八十七条の六の二 証券取引所は、特定の会員等又は有価証券の発行者に対し不当な差別的取扱いをし

てはならない。

第九十八条第四項及び第一百一条の十二第二項第一号中「第一十八条の四第九号イからヘまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで」に改める。

「第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社の特例」を「第二款 取引所有価証券市場を開設する株式会社」に改める。

第一百二条の前に次の目名を付する。

第一回 総則

第一百三条第一項を次のように改める。

何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権（商法第二百十一条ノ一第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。）の百分の五十を超える議決権（取得又は保有の態様その他的事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物

取引法第九条の二第一項ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とする」とについて認可を受けた金融先物取引所（同法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。以下同じ。）又は同法第三十四条の四十六ただし書の規定により株式会社証券取引所を子会社とする」とについて認可を受けた金融先物取引所持株会社（同法第二条第九項に規定する金融先物取引所持株会社をいう。以下同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

第一百三十二条第二項中「前項」を「前項本文」に、「百分の五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項本文に規定する場合に、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下この項において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権（商法第二百十一条ノ二第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するもの

とみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。) の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第一百三条の次に次の二条を加える。

第一百三条の一 株式会社証券取引所の株主は、当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社証券取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第一百三条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記

載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の書類その他の物件の検査（対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限る。）をさせる」ことができる。

第五章第三節中第百六条の三を第百六条の三十二とし、第百六条の二の次に次の二項を加える。

第二目 主要株主

第一百六条の三 株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「主要株主基準値」という。）以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において

て、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

前項に規定する場合に、株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（第一百六条の十第三項に規定する特定持株会社を除く。以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第二項に規定する場合に、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

特定保有者は、株式会社証券取引所の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつた場合においては、